

武田薬品工業株式会社新研究所の環境保全に関する協定書(素案)

協定の項目	協定で規定する内容
第1条 目的	協定の理念、目的を示す。
第2条 事業者の責務	武田薬品は、新研究所の運営にあたって、法令を遵守し、かつ、協定に定める事項を誠実に履行する。
第3条 鎌倉市の指導・助言	鎌倉市は、武田薬品に対し、この協定を履行する上で、環境保全上必要と認められる範囲内で指導、助言できる。
第4条 リスクコミュニケーション	鎌倉市及び武田薬品は、周辺住民とのリスクコミュニケーションに努める。
第5条 情報公開への協力	武田薬品は、鎌倉市が周辺住民とのリスクコミュニケーションを図るために行う新研究所の安全に関する情報の公開に個人情報等を配慮した中で協力する。
第6条 温室効果ガス対策	武田薬品は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に努める。
第7条 大気汚染防止対策	武田薬品は、ボイラー、ガスエンジン、廃棄物焼却炉等物を燃焼させ排出ガスが発生する設備について、大気汚染防止に関する管理目標を定める。
第8条 水質汚濁防止対策	武田薬品は、新研究所の排出水について、公共用水域及び地下水に影響を及ぼさないようにするとともに、公共下水道への排除について管理目標を設ける。
第9条 騒音、振動防止対策	武田薬品は、新研究所から発生する騒音、振動について管理目標を定める。
第10条 悪臭防止対策	武田薬品は、新研究所から発生する悪臭について管理目標を定める。
第11条 緑地の保全	武田薬品は、地域特性にあった樹種による緑地の保全に努める。

<p>第12条 化学物質の安全管理</p>	<p>武田薬品は、新研究所で取り扱う化学物質について、法令等を遵守するとともに、使用にあたっては事前に化学物質の安全性を評価したうえで、安全上の措置を講じる。</p>
<p>第13条 バイオテクノロジー作業の安全管理</p>	<p>武田薬品は、新研究所で行うバイオテクノロジー作業について、法令等を遵守するとともに、「神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針」に基づく情報提供を行い遺伝子組換え実験を安全に行う。</p>
<p>第14条 微生物の安全管理</p>	<p>武田薬品は、新研究所で取り扱う微生物について、法令等順守し安全な管理を行う。 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める特定病原体等を使用する研究計画が生じた場合には、事前に必要な対策を講じ安全に実験を行う。</p>
<p>第15条 放射性物質の安全管理</p>	<p>武田薬品は、放射性物質又は放射性物質を内蔵した機器を使用する業務について、法令等を遵守し安全に使用する。</p>
<p>第16条 廃棄物対策</p>	<p>武田薬品は、廃棄物の処理について、法令等を遵守するとともに、廃棄物発生量の抑制及び再資源化に努める。 廃棄物処理の管理責任者を定め、従事者には種類別の処理方法を周知徹底するとともに、委託処理を行う場合は、化学的性質や注意すべき事項を委託先に通知し適切な処理を行う。</p>
<p>第17条 災害、事故防止対策</p>	<p>武田薬品は、適切な除害設備、防火・消火設備等を設置し、災害・事故の未然防止を図る。 従事者には事故に関する教育、訓練を定期的実施する。</p>
<p>第18条 地震対策</p>	<p>武田薬品は、新研究所の建築物や実験設備等は、大規模地震を想定した免震性を確保し、地震発生時の漏出、火災、爆発対策に努める。 従事者には地震発生を想定した教育、訓練を定期的実施する。</p>
<p>第19条 環境安全組織の整備</p>	<p>武田薬品は、新研究所における環境保全に関する組織を整備する。 環境保全に関する業務を総括する統括者と担当者を選任し、環境保全業務を推進する。</p>

第20条 施設の維持管理	武田薬品は、新研究所の各設備について定期的に保守点検を実施するとともに、常にその性能が十分に発揮できるように維持管理を適切に行い事故等の未然防止を図る。
第21条 事故時の措置	武田薬品は、事故により環境汚染が発生し、または発生するおそれがある場合は、その事故の復旧に努めるとともに、鎌倉市に通報する。 鎌倉市は、通報を受けた事故の拡大及び再発防止のための指導を行うことができる。 武田薬品は、鎌倉市と協議のうえ周辺住民に状況等を説明する。 鎌倉市は、武田薬品と協議し、鎌倉市の立入検査に周辺住民を同行させることができる。
第22条 測定及び報告	武田薬品は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境測定を定期的実施し、鎌倉市に情報提供する。
第23条 立入検査等	鎌倉市は、この協定の施行に必要な限度において、研究所その他の場所に立ち入りし、施設、帳簿書類その他の物件を調査することができる。
第24条 苦情の処理	武田薬品は、周辺住民からの苦情相談には誠実に対応し、相談窓口を設置する。
第25条 被害発生時の措置	武田薬品は、新研究所の運営に伴い周辺環境に被害が発生した場合、その被害に対し誠意を持って対処する。
第26条 環境保全教育の徹底	武田薬品は、従事者に環境保全に関する教育と訓練を定期的実施する。
第27条 違反時の措置	武田薬品が協定に違反した場合は、鎌倉市は必要な指示を行う。
第28条 その他	協定に関する疑義が発生した場合は、両者で協議する。
別表（管理目標）	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭について、法令基準以上の管理目標を示す。